

令和 7 年度石川県内部統制評価報告書審査意見書

石川県監査委員監査基準（令和 2 年石川県監査委員告示第 1 号）に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

石川県監査委員	室 谷 弘 幸
同	吉 田 修
同	村 上 勝
同	作 田 有 子

第 1 審査の概要

1 審査の対象

令和 7 年度石川県内部統制評価報告書

2 審査の方法

内部統制評価報告書の審査に当たっては、石川県監査委員監査基準に準拠し、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるか否かの判断が適切に行われているかといった観点から、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料について内部統制評価部局等から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

また、その他の監査などにおいて得られた知見を活用した。

第 2 審査の結果

令和 7 年度石川県内部統制評価報告書について、前記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められる。

第 3 審査の意見

内部統制制度の導入以降、毎年、不適切事例が増加していることに加え、内部統制評価部局に対する報告漏れも散見されることから、制度の趣旨を踏まえ、現行の取組を点検し、効果的な内部統制の実現に向け、一層の工夫を講じられたい。

なお、内部統制の対象部局については、知事部局に限定することなく、順次、他の任命権者への適用について検討されたい。また、対象事務については、県が保有する個人情報をはじめとする各種情報が万が一漏えいした場合、県行政への信頼を大きく損なうことになることから、個人情報保護や情報セキュリティ対策に関する事務などを制度の対象に加えることについても併せて検討されたい。